

令和2年度 第7回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和2年度第7回農業委員会総会日程表

日 時 令和2年10月5日（月） 午後3時00分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第7 議案第5号 農地台帳登載願について
- 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第9 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（16名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 | 9 星川俊夫 | 10 高橋博 |
| 11 坂上宏 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 |
| 16 鈴木秀幸 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 |

出席農地利用最適化推進委員（20名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 |
| 5 石川俊治 | 7 宇高勉 | 9 尾崎之隆 | 10 喜井仁志 |
| 11 村上紘一 | 13 紀井正明 | 14 受川清男 | 15 河村一碩 |
| 17 鈴木一郎 | 18 眞鍋聖二 | 19 川上雅司 | 20 渡辺昇 |
| 21 越智寧 | 22 村上佳清 | 23 近藤良啓 | 24 高橋祥志 |

欠席委員（3名）

5 押条和司朗 6 中泉敏則 12 眞鍋晴豊

欠席農地利用最適化推進委員（5名）

6 佐藤保之 8 鎌倉静夫 12 三宅恒久 16 合田篤夫
25 鈴木敏也

出席した職員

事務局長 篠原敬三 次長 石川考太 係長 大西かおり
係長 合田圭 係長 三村真都華 主査 金子愛弓

第7回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和2年10月5日(15:00~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、16名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第7回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

5番 押条 和司朗 (おすじょう かずしろう) 委員

6番 中泉 敏則 (なかいずみ としのり) 委員

12番 眞鍋 晴豊 (まなべ はるとよ) 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

6番 佐藤 保之 (さとう やすゆき) 委員

8番 鎌倉 静夫 (かまくら しずお) 委員

12番 三宅 恒久 (みやけ つねひさ) 委員

16番 合田 篤夫 (ごうだ あつお) 委員

25番 鈴木 敏也 (すずき としや) 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

16番 鈴木 秀幸 (すずき ひでゆき) 委員

17番 寺尾 悟志 (てらお さとし) 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。三村 真都華 (まどか) 君

三村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和2年7月1日解約。

番号2の案件については、令和2年9月15日解約。

番号3の案件については、令和2年9月15日解約。

以上、3件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。規模拡大のために申請するもので、許可後はみかんの栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。農地所有者は既に亡くなっており、所有者の相続財産管理人から、裁判所の許可を得た申請地を、受人が近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後はハナシバの栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号5の案件については、小作地開放です。受人は所有権を買い取り、経営の安定を目指すために申請するもので、許可後はハウス栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 渡人の父は亡くなり、所有農地は荒れた状態です。受人は、現在、意欲的に耕作に励んでおり、荒れた土地に対して耕作してくれれば、非常にありがたいです。異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(まどか)君

三村 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については、受人は現在の居宅が老朽化しており、規模を拡大して建て替えるため、申請地を譲り受け、隣接地と一体利用しての一般個人住宅建築です。許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭(けい)君

合田 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は14件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件については、受人は現在賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため、近隣で勤務地にも近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号2の案件については、渡人と受人は義理の親子関係にあり、現在同居していますが、手狭になったため、今回、貸付人である義父が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

番号3の案件については、受人は現在賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号4と5の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明しま

す。受人は現在、両親と賃貸住宅に居住していますが、新居を建築するため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号6の案件については、受人は宅地建物取引業を営んでいますが、周辺地域の住宅需要が高まっていることを考慮し、住環境が整った申請地を譲り受けての5区画の分譲宅地造成です。

番号7と8の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は太陽光の売電により安定的な収入を得るため、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

番号9の案件については、受人は不動産管理業を営んでいますが、周辺事業所の従業員駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けての貸駐車場建設です。

番号10の案件については、受人は新居を建築するため、父が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

番号11の案件については、受人は申請地に隣接する会社の会長を務めています。なお、既に造成されておりますが始末書が提出されています。社員駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けての貸駐車場建設です。

番号12と13の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。会社役員である受人は、市内で機械製造業の会社の役員を務めています。機械製造のための大型材料の保管場所が不足していることから、自社へ資材置場として貸し出すため、申請地を譲り受けての貸資材置場建設です。

番号14の案件については、受人は申請地周辺地域での貸駐車場の需要が高いことから、将来的な収入を確保するため、申請地を譲り受けての貸駐

車場建設です。

番号15の案件については、受人は隣接地にて介護事業を営んでいますが、更なる介護事業の充実発展のため、申請地を譲り受けてのサービス付高齢者住宅建築です。

番号16と17の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は産業廃棄物処理業・解体工事業を営んでいますが、現在使用中の施設の賃貸契約が終了となるため、申請地を譲り受けての資材置場建設です。

番号18の案件については、受人は既に太陽光発電施設を所有していますが、今後の生活の安定のため、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。なお、申請地に関して土地改良区の意見書が得られなかったため、農地法施行規則第36条第1項第6号による経緯を示した理由書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番
委員 特に異議ありません。
議長 6番
委員 特に異議ありません。
議長 7番
委員 特に異議ありません。
議長 8番
委員 特に異議ありません。
議長 9番
委員 特に異議ありません。
議長 10番
委員 特に異議ありません。
議長 11番
委員 特に異議ありません。
議長 12番
委員 特に異議ありません。
議長 13番
委員 特に異議ありません。
議長 14番
委員 特に異議ありません。
議長 15番
委員 特に異議ありません。
議長 16番
委員 特に異議ありません。
議長 17番

委員 特に異議ありません。

議長 18番

委員 この転用に関しては、問題があると思っています。後ほど、転用について皆さんの意見をいただきたいのですが、内容については議案書のとおり、土居町土地改良区の意見書が添付されていません。土居町土地改良区では、太陽光発電施設を設置するための農地転用をする場合、隣接所有者の同意を得ることや、周辺農地への影響を抑えるため、計6点の条件を付しておりますが、これらのことが不明であるために、営農上、影響がないかどうかということは判断できません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたしますが、番号4番、5番については、議長(私)の関連する案件でありますので、議長の職を職務代理者である、鈴木博美(すずき ひろよし)委員と交替し、他の案件に先がけて、「採決」をいたしますがよろしいでしょうか。

委員 (「異議なし。」との声)

議長 異議ないようですので、これより、私は退席をいたします。

この後の進行を鈴木委員、よろしくお願いします。

(高橋博会長退室・鈴木委員議長席へ)

職務代理 それでは、高橋議長にかわって議事進行をさせていただきます。

最初に高橋会長の関連案件であります、番号4番と5番について採決いたします。

職務代理 議案第3号、番号4番、5番、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手多数)

職務代理 挙手多数であります。

よって、番号4番、5番は、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達いたします。

金 子 (職員呼びに行く)

職務代理 高橋 博委員の入室を許可いたします。

(高橋 博委員 入室)

職務代理 高橋 博委員に報告します。高橋委員関連案件の番号4番、5番、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」については、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達することに決しました。

高橋会長 ありがとうございます。

職務代理 これをもちまして、議長を交代いたします。

(議長交代：鈴木委員自席へ・会長議長席へ)

議 長 それでは引き続き、採決いたします。議案第3号中、先に採決いたしました、番号4番、5番以外の案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 番号1番

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

議 長 2番

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

議 長 3番

委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
議長 6番
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
議長 7番
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
議長 8番
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
議長 9番
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
議長 10番
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
議長 11番
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
議長 12番
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
議長 13番
委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 14番

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 15番

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 16番

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 17番

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 18番

委員 (挙手なし)

議長 賛成者はありません。

議長 よって、議案第3号の1番から17番の案件は、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達いたします。

議長 18番の案件は、賛成者がおりませんでしたので、その旨の意見を附して進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積

計画の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、5ヶ月間の解除条件付使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3から8については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号3番から8番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 番号3番から8番までの再設定について質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。

議長 日程第7、議案第5号、「農地台帳登載申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(まどか)君。

- 三 村 それでは、議案第5号、「農地台帳登載申請について」説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、9月15日、地元農業委員とともに現地調査を行いました。
以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
- 議 長 番号1番
- 委 員 9月15日、現地確認をいたしました。野菜が作付けされており、しっかりとした管理がなされていると確認できました。今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第5号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり登載することに決しました。
- 議 長 日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。金子 愛弓(あゆみ)君
- 金 子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」説明いたします。
番号1の案件については、先ほど、議案書8ページから9ページ、議案第

3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号12,13で説明した「貸資材置場建設」の関連案件です。申請人より、貸資材置場として使用するため、払い下げを受け、隣接する所有地の一体利用地として利用する予定です。

番号2の案件については、議案書42ページを開いてください。こちらは詳細地図です。令和2年4月8日に開催しました、総会の諮問第1号「用途廃止」の案件で、工場用地として一体利用するため、水路①、水路②、道①、道②を用途廃止し、付替①の道・水路を寄付する予定でした。

しかし、先月の9月9日総会の「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」によって、工場用地の隣接地に駐車場を建設する予定になりました。よって、今回、水路③も用途廃止し、付替①の道・水路の寄付を取止め、付替②の水路を寄付し、駐車場として一体利用する予定です。また、最終の水路の流れは詳細地図で示したとおりです。

番号3の案件については、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、隣接する所有地の一体利用として利用する予定です。

番号4の案件については、申請人より、払い下げを受け、隣接する所有地の一体利用として利用する予定です。また、同意書については、土地改良区と生活用道路として使用されていることを踏まえて、自治会からの同意を得ています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 特にありません。

議長 2番

委員 特にありません。

議長 3番

委員 特にありません。

議長 4番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。

議長 日程第9、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については、個別除外の案件です。申請者は現在、市内の賃貸共同住宅に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、新居の建築を計画しています。子育てのサポート、親の介護等、今後、起こりうる環境の変化にも対応できるように、実家周辺の宅地・雑種地で土地を探しましたがみつからず、申請者の父が所有する土地の中から、複数検討しましたが、除外申請地以外に利用できる土地がなかったの

で、やむを得ず農用地区域からの除外を申請するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、変更しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 (事務報告)

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第7回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間（15：46）

署名 人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 博

委員 鈴木 秀幸

委員 寺尾 悟志